

「小児在宅訪問医療の特徴」

はしもとキッズクリニック

橋本直樹

わが国は、医療技術の進歩により、世界でも有数の病気で亡くなる子どもが少ない国となった。一方で、人工呼吸器などの医療機器と医療ケアに依存して生きる子どもが増加している。全ての子ども、どんな重い障害や病気を持った子どもも、一人の人として大切にされ、それぞれが持って生まれた命の可能性をできるだけ発揮して生きることができる社会が必要である。しかし、現時点では医療技術の進歩に社会制度が対応できていないのが現状である。子どもの在宅医療を行うにあたり、成人と同様に地域基盤の多職種連携による包括的ケアを行い、**Patient & Family-Centered Care** の実現が課題である。そのためには、在宅医が担うべき役割は大きい。

2000年に介護保険制度が始まり、高齢者の在宅医療の仕組みは次第に整ってきており、全国のほぼどこでも在宅訪問医療を受けられるようになってきている。しかし、小児に関しては、在宅医が不足しており、地域によっては在宅訪問医療を受けられないところもある。理由としては、主体となるべき小児科医が一般診療と訪問診療を両立（在宅医療だけでの診療所経営は困難）するには多忙である、24時間対応に抵抗がある、在宅医療やデバイスに慣れていないなどさまざまである。小児在宅患者は、在宅医がいないと、月に1回の管理料算定のためや些細な体調不良での病院受診が必要となり、子ども、保護者、病院にとって負担となる。小児に関わる在宅医を増やす近道として、在宅医療の主体が生活であることを考慮すると、地域包括ケアシステムを実践し連携力のある成人在宅医のお力をお借りすることが望ましい。そのためには、小児在宅医療と成人在宅医療の違いや小児の特性を小児科医が丁寧に説明をし、小児科特有の部分を十分にサポートすることで成人在宅医の小児在宅医療への参入のハードルをさげていく必要がある。

本日の講習会を通して、成人在宅医の先生が小児在宅医療に関心を持っていただければ幸いです。